様式第１（第２条関係）
（表面）

# 第一種フロン類回収業者 登録／登録の更新 申請書

| ※登録番号 | |
|---|---|
| ※登録年月日 | |

年　　月　　日

岡山県知事　　　　　　　　　　殿

（郵便番号）
住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 第９条第２項／第12条第２項 の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の 登録／登録の更新 を申請します。

| 事業所の名称及び所在地 | | |
|---|---|---|
| | 名　称 | |
| | 所在地 | （郵便番号）<br>電話番号 |

| 回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 回収の対象とする第一種特定製品の種類 | 回収しようとするフロン類の種類 | | |
| | | ＣＦＣ | ＨＣＦＣ | ＨＦＣ |
| | (1)エアコンディショナー | | | |
| | (2)冷蔵機器・冷凍機器 | | | |
| | フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品 | | | |

| フロン類回収設備の種類、能力及び台数 | | | |
|---|---|---|---|
| | 設備の種類 | 能　　力 | |
| | | 200g/min未満 | 200g/min以上 |
| | ＣＦＣ用 | 台 | 台 |
| | ＨＣＦＣ用 | 台 | 台 |
| | ＨＦＣ用 | 台 | 台 |
| | ＣＦＣ、ＨＣＦＣ兼用 | 台 | 台 |
| | ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 台 | 台 |
| | ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 台 | 台 |
| | ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用 | 台 | 台 |

岡山県収入証紙貼付欄

様式第１

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

| |
|---|
| |

（申請者が法第11条第１項各号に該当しないことを説明する書類の例）

# 誓　約　書

第一種フロン類回収業者の登録申請に当たり、申請者及びその役員は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年６月22日法律第64号）第11条第１項各号の欠格要件のいずれにも該当していないことを誓約します。
なお、登録後において欠格要件に該当することとなったときは、当該登録を取り消されることに異議ありません。

年　　月　　日

岡山県知事　　　　　　　　　　殿

住所

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

（参考）
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第11条第１項第１号から第６号まで

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
(2) この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第２条第11項に規定する引取業者をいう。以下同じ。）、第二種フロン類回収業者（同条第12項に規定するフロン類回収業者をいう。以下同じ。）又は自動車製造業者等（同条第16項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第26条第２号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
(3) 第17条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
(4) 第９条第１項の登録を受けた者（以下「第一種フロン類回収業者」という。）で法人であるものが第17条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
(5) 第17条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
(6) 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

# 第一種フロン類回収業登録申請チェック表

☐　「登録」、「登録の更新」等の部分について、該当しない方を二重線で消していますか。

☐　登録の更新の場合、既に受けている登録番号及び登録年月日が記載されていますか。

☐　申請者の郵便番号、住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号が記載されていますか。

☐　事業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号が記載されていますか。

☐　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」と「フロン類回収設備の種類、能力等」の整合がとれていますか。

☐　複数の事業所がある場合には、事業所ごとに「事業所の名称及び所在地」以降の欄を作成していますか。（申請書の様式をコピーし、「事業所の名称及び所在地」以降の欄について記載してください。）

☐　外国人登録証明書の写し（外国人申請）又は登記事項証明書（法人申請）が添付されていますか。

☐　フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等）の写しが添付されていますか。

☐　フロン類回収設備ごとに、その種類及び能力を説明する書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）の写しが添付されていますか。

☐　申請者が欠格条項に該当しないことを説明する書類（誓約書等）が添付されていますか。

☐　申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できますか。

☐　申請書の裏面には、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名を記載するとともに、当該者が有する資格に関する資料（資格証の写し等）を添付願います。

☐　県証紙（5,000円：消印されていないもの。）は、申請書の表面に貼付願います。